

令和4年度宮城県准看護師試験実施要項

1 試験日時

令和5年2月14日（火） 午後1時30分から午後4時まで

2 試験会場

東北学院大学土樋キャンパス6号館（宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3-1）

3 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第22条各号のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和5年3月に修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和5年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和5年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和5年3月に修業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和5年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めた者

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

5 試験方法

- (1) 筆記試験で、出題形式はマークシート方式（四肢択一）とする。
- (2) 出題数 150問

6 受験者の取り扱い

- ・受験者は、下記に定める優先枠と一般枠に該当するものとする。
- ・優先枠に該当する者の申込みの受付終了後、収容人員に空きがある場合に限り、一般枠に該当

する者の申込みを受け付けるものとする。

- ・試験会場の収容人員により、受験者数の調整を行う必要がある場合には、優先枠に該当する者を優先する。

(1) 優先枠

- ア 宮城県内の看護師養成所等の卒業（修業）見込み者及び卒業（修業）者
- イ 宮城県外の看護師養成所等の卒業（修業）見込み者及び卒業（修業）者で、宮城県内に住所がある者
- ウ 宮城県外の看護師養成所等の卒業（修業）見込み者又は卒業（修業）者で、宮城県内に就業見込み者

(2) 一般枠

- ア 優先枠以外の者で、要項第3に規定する要件を満たす者

7 受験願書配布方法

- ・受験願書については、下記の事前申込期間中に申込を行った者に対して配布する。
- ・配布枚数は、個人で申込する場合は1人1枚とし、養成所等の学校単位で申込を行う場合は、受験予定者に必要な枚数とする。なお、配布期間中であっても、配布上限に達した時点で受付を終了する場合がある。
- ・配布期間中に配布を終了する場合は、当室のホームページに記載する。

(1) 願書配布事前申込期間

- ア 優先枠：令和4年10月7日（金）～令和4年10月14日（金）
- イ 一般枠：令和4年10月17日（月）～令和4年10月21日（金）

(2) 申込方法

- ・配布方法：みやぎ電子申請サービスにログインし、必要事項を記入して事前申込を行う。

※ 来庁、電話、電子メールによる事前申込は一切受け付けない。

8 出願方法

- ・願書受付期間は、令和4年11月14日（月）から令和4年11月18日（金）までとする。
- ・郵送の場合は、必ず書留郵便を利用することとし、令和4年11月14日（月）～令和4年11月18日（金）までの消印があるものを有効とする。
- ・直接持参する場合は、受付期間中の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。なお、期限内に当室看護班あてに到着しなかった願書は無効とする。
- ・宮城県内の看護師養成所又は准看護師養成所を令和5年3月末までに卒業見込みの者については、原則として養成所を通じて出願すること。ただし、養成所単位での申込を行わない学校の学生及び既に学校養成所を卒業している者については、個人で受験願書等を提出しても差し支えない。

9 出願書類

(1) 令和4年度宮城県准看護師試験願書（指定様式）

- ・提出にあたり願書は切り離さないで提出すること。
- ・受験願書に記載する氏名は、戸籍（外国人の場合は在留カード又は特別永住者カード）に記載されている文字及び氏名を使用すること（通称は使用しないこと）。

(2) 受験資格を証する書類

- ア 3の受験資格（1）から（5）のいずれかに該当する者は、修業証明書又は卒業証明書

なお、令和5年3月に修業又は卒業する見込みの者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。

※ 学校又は養成所が各証明書を提出する場合は、全受験者分を一覧にした任意様式とすることができる。

イ 4の受験資格(6)(7)に該当する者は、厚生労働大臣による看護師国家試験もしくは都道府県知事による准看護師試験の受験資格認定書の写し

(3) 写真(出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm、横4cmのもの)

※ 裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。裏面に記載することができない場合は、運転免許証のコピーなどの本人と相違ないことが判断できる書類を添付すること。

(4) 受験票及び合格証書送付用封筒

ア 受験票は郵送により交付するため、必ず簡易書留とし、封筒の表に郵便番号、住所、氏名、朱書きで「准看護師試験受験票在中」と明記した長形3号封筒に、切手及び簡易書留代金として必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

※ 参考 受験票1部あたりの切手料金：94円

イ 合格証書は、郵送により交付するため、必ず簡易書留とし、封筒の表に郵便番号、住所、氏名、朱書きで「准看護師試験合格証書在中」と明記した角型2号封筒に、切手及び簡易書留代金として必要な切手を貼付して返信用封筒を同封すること。

※ 参考 合格証書1部あたり切手料金：140円

※ 学校単位など、一度に複数人の申し込みを行う場合は、枚数に応じて適宜封筒の大きさや種類を変更して構わない。

10 受験願書等書類提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班

※郵送の場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書在中」と朱書すること。

11 受験手数料

- ・6,900円分の宮城県収入証紙を受験願書に貼付して納付すること。
- ・宮城県収入証紙の購入方法は、当室のホームページに掲載するので参照すること。
証紙の購入方法について：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoujinzai/>
- ・受験願書等試験に関する書類を受理した後は、いかなる理由があっても試験手数料は返還しない。

12 受験票の交付

- ・受験願書を受理したときは、令和5年1月末までに受験票を交付する。願書提出後、願書に記載した住所に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。

13 合格者の発表

- ・令和5年3月7日(火)午後1時に、宮城県庁1階掲示板及び県内各保健所及び支所(仙台市を除く)、当室のホームページに合格者の受験番号を掲示する。
- ・修業又は卒業見込証明書等により受験した者については、改めて令和5年3月3日(金)正午【必着】までに修業証明書等を提出すること。修業証明書等の提出ができない場合は「修業確定証明書」を提出すること。

- ・提出にあたっては、封筒の表に「修業証明書等在中」と朱書し、宛先を「宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班 行」とすること。
 - ・上記の手続を怠った者又は期限までに提出がなかったものは、理由の如何を問わず、また、試験の成績如何に関わらず、受験資格がなかったものとする。
- ※ 学校又は養成所が各証明書を提出する場合は、全受験者分を一覧にした任意様式とすることができる。また、提出期限は、各学校の事情に合わせて変更しないため、あらかじめ学校側に提出可能の可否を確認した上で受験申込を行うこと。

14 合格証書の交付

合格者には合格証書を交付する。

15 試験結果の開示

- ・試験の結果については、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求（簡易開示）することができる。
- ・開示を請求する場合は、受験者本人が受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等で本人の顔写真が貼付されたもの）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、下記の開示場所で直接行うこと。ただし、閉庁日は開示の請求ができない。

開示できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
受験者	総合得点	合格発表の日から1か月間	宮城県庁7階医療人材対策室内

16 その他

- （1）受験票が令和5年1月末日までに到着しない場合は、下記まで問い合わせること。
- （2）受験中の不正行為が判明した場合や受験中に試験監督の指示に従わないときは、受験無効や合格取り消しとする場合があるので注意すること。
- （3）荒天、災害等の緊急の事態により、試験開始時刻に繰り下げ等がある場合には、当室のホームページに掲載する（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoujinzai/>）。
- （4）視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和5年1月31日（火）までに宮城県保健福祉部医療人材対策室に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。
- （5）新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言等が発出された場合など、状況によっては本要項6（1）優先枠に該当する受験者の入場を制限する場合があることから、あらかじめ宮城県保健福祉部医療人材対策室ホームページを確認すること。
- （6）新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、次の事項を厳守すること。
 - ア 受験の際は、必ずマスクを着用の上、受験すること。
 - イ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）又は発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く場合は、受験を控えること。また、これらの症状がある者は受験を断る場合がある。

【試験についての問い合わせ先】

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
 宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班
 電話 022-211-2615